

各都道府県介護保険担当課 御中

2014 06 18 20:03

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険最新情報

今回の内容

- 年金振込通知書の記載事項の変更について（お知らせ）

（合計 本紙含め3枚）

vol. 110

平成13年6月7日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

P.1/3

年金振込通知書の記載事項の変更について（お知らせ）

社会保険庁においては、年金受給者宛に年金振込通知を送付しており、近々、定期通知が行われる予定です。その記載内容について、昨年度、いくつか改善要望を頂戴したため、担当部局と相談し、お知らせ欄の文言を変更することとしましたのでお知らせします。

- 新しい「お知らせ欄」は、
 - ・ 「介護保険料額」として記載される額は、特別徴収される額であること（したがって、必ずしもその方の介護保険料額そのものを示すものではないこと）
 - ・ このため、介護保険料の額の確認は、市町村からの納入通知書によるべきであること
を示したものです。
- この件につき、被保険者から照会があった場合には、
 - ・ 通知書に介護保険料額として記載された額は特別対策による半額分であり、本年10月からは本来額になること
 - ・ 10月には、社会保険庁から改めて通知書が送付される予定であることをお伝えいただければと存じます。

記

<介護保険料額の徴収に関するお知らせ欄>

変更前（昨年度）	変更後（今年度）
介護保険料額について、わからないことがあるときは、住所地の市町村にお問い合わせ下さい。	介護保険料額は年金から特別徴収する金額を記載しています。この金額（今後変更になることがあります。）は、市町村から別途通知される通知書により確認して下さい。なお、介護保険料の額については、住所地の市町村にお問い合わせ下さい。

平成13年6月7日

厚生労働省介護保険課企画法令係

年金振込通知書

平成 年 月 日

あなたの年金は、平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので通知します。
(年金の支払予定日は右面に記載してあります。)

年金の種類

年金証書の基礎年金番号・年金コード

振込先金融機関店名

年金

銀行・金庫
支店

会 額		円
介護保険料額		円
所得税額		円
差引支払額		円

社会保険庁
〒169-8503

東京都杉並区高井戸西3-5-24
電話 03-3334-3131

支出官 社会保険庁総務部経理課



年金の支払予定日は次に記載された各月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または休日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。
6月(4月、5月の2か月分)、8月(6月、7月の2か月分)
10月(8月、9月の2か月分)、12月(10月、11月の2か月分)
2月(12月、1月の2か月分)、4月(2月、3月の2か月分)

- この通知書は、原則として向こう一年間の各期支払額をお知らせするものですが、老齢厚生(退職共済)年金を受けている方で65歳で年金の改定が行われる方などへは、それまでの期間について通知しています。
- 支払額や支払機関などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りします。
- 同一の支給事由に基づく基礎年金(付加年金を含む。)と厚生年金の支払がある場合は、年金の額を合算しております。
- 指定された金融機関の預貯金口座への入金は、上記支払予定日より、若干遅れる場合があります。
- 住所を変更された場合や年金を受けている方が死亡された場合などには届出が必要です。
なお、年金を受けることについて、わからないことがあるときは、お近くの社会保険事務所または社会保険事務所の事務所にお問い合わせください。

介護保険料額の徴収に関するお知らせ

介護保険料額は年金から特別徴収する金額を記載しています。この金額(今後変更になることがあります。)は、市町村から別途通知される通知書により確認してください。なお、介護保険料の額については、住所地の市町村にお問い合わせください。